

退職者の皆様へ

注意

# 退職後も町県民税はかかります！

退職された皆様、お疲れ様でした。長年のお勤めを終えられてほっとしているかもしれませんが、ここで要注意です！町県民税(=住民税)は、地方税法により「前年の所得に課税する」と定められていますので、退職した年も勤めていた時と同じくらい課税されます。

例えば、平成21年3月に退職した方は、平成20年1月～12月の間の給与がありますので、平成21年度も住民税がかかります。

さらに、会社勤めのときは12分割で給与天引き(6月から翌年5月にかけて天引き)されていたのが、ご自分で納付するようになると、地方税法の定めにより4分割で納付(6月・8月・10月・翌年1月に納付)になりますので、1回あたりの納付額が高くなります。

こういったことは、定年退職者に限らず、年度途中の退職者や短期契約で働いていた方等にも該当しますので、退職した後に、住民税がかかることを忘れずに、納税への備えをよろしくお願いします。



## 町県民税申告は3月16日までです。

場所: 西原町役場 第五庁舎会議室  
日時: 3月16日まで(土日を除く)  
時間: 午前 9:00～11:30 午後 1:30～4:00

申告の手続きは  
お忘れなく!!

《お問い合わせ先》  
西原町役場税務課  
町県民税係  
☎ 098-945-4729  
(内線142)

## 北那覇税務署からのお知らせ

### 確定申告



所得税の確定申告書の提出及び納付の期限は、  
平成21年3月16日(月)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の  
確定申告書の提出及び納付の期限は、  
平成21年3月31日(火)まで

北那覇税務署・那覇税務署の「確定申告会場」は  
「浦添市産業振興センター・結の街」です  
(浦添市勢理客四丁目13番1号 国立劇場おきなわ向かい)

※北那覇税務署・那覇税務署には「確定申告会場」を設置していませんので、ご注意ください。



# 国民健康保険のお知らせ

## ☆退職後に国民健康保険へ加入予定の方☆

退職後に国民健康保険へ加入をする方は、下記のものを持参して窓口で手続きをして下さい。

- ① 社会保険等喪失証明書(勤めていた会社か、社会保険事務所等から発行してもらう証明です。)
- ② 年金証書(年金を受給されている方のみ)
- ③ 印鑑(認印)
- ④ 国民健康保険証(家族の中ですでに国民健康保険に加入している方がいる場合のみ)

\* なお、勤めていた会社の健康保険等に引き続き加入できる(任意継続被保険者)方もいますので、詳しくは健康推進課か勤めていた会社の方へお問い合わせ下さい。

\* 国民健康保険へ加入される方は退職された日の翌日から**14日以内**に手続きをして下さい。手続きが遅れた場合、その間の病院受診支払いが、全額自己負担になることもあります。

## 平成21年度の国民健康保険被保険者証の切り替えについて

3月2日までに、国民健康保険税を全てお支払いされた世帯へは、新しい保険証を自宅にお送りします。

**3月23日頃**までに届く予定です。

なお、マル学・マル園の保険証については、全て窓口切り替えが必要となります(※在学・在園証明書をご持参ください)。



## ☆平成21年4月からの主な改正点☆

### 《70歳から74歳の方へ》

70歳から74歳の方の病院での窓口負担割合は、凍結措置により平成21年3月末まで1割に据え置かれ、平成21年4月から2割(現役並み所得者は3割のまま)に変更するようになっていましたが、凍結措置がさらに1年間延長されました。これにより、平成21年4月から平成22年3月末までの1年間、病院での窓口負担が1割(現役並み所得は3割のまま)に据え置かれます。

※3月中旬頃に新しい高齢受給者証を郵送いたします。4月以降、旧証は使用できなくなりますので、ご注意ください。

### 《75歳になる方へ》

平成21年1月から、75歳になる誕生月に限って自己負担限度額が国保と後期高齢者医療制度でそれぞれ2分の1ずつとなり、合算してもこれまでの負担額と変わらないようにします。

なお、この措置は、平成20年4月～12月の診療分についても遡って適用されます。

平成21年度から年度内に75歳になる方も、特定検診・特定保健指導の対象となります。

### 《資格証明書の交付を受けている世帯の方へ》

特別な事情がなく1年以上保険税を滞納している世帯には、保険証を返還してもらい、代わりに「資格証明書」が発行され医療費がいったん全額自己負担となっていますが、平成21年4月からは同世帯内の中学生以下(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)の子どもに対しては、資格証明書を発行せず、有効期限が6か月の「短期被保険者証」が交付されます。

【お問合せ】健康推進課 国民健康保険係 ☎ 945-4791 (内線153～155)